

松屋外集 (版下本)

卷之五  
下



門 15  
號 1401  
4

高田早苗  
三十四年二月十六日

松屋外集

其之卷

下



三十一卷

外集

其之卷

○同卷ヤビビツル此事ノ宿直ドト、キ袋束フクロはヤビ  
分ワケけらるゝ結ムスふなり、事コトの次第ハ同ト事なり、  
結ムスふやう又同ト事なり、結ムスひたる糸イトを真結マキムス  
よむきひて際ワキよ切キて中ナカをゆるぎ裾スズを組クま  
てよゆるゝのまゝ髪カミの毛モウを撫ナデ下サゲて紫ムラサキ村ムラ  
濃ノリの糸イト三ミツ繰クり小指コオビのほらよゆるゝの  
九尺クニシチをのりあるて元結ノボの紫ムラサキ糸イトの上ウヘを諸モロ



鑑ミタ子コゆふフ、其シ鑑ミタハ長ナガき見ミの乳チのちどチもモ  
 けケの乳チをヲ裾スリハ當アツるちどチもモ有アるル系キ短ミく  
 を夫ソノより短ミくク何ナニぞゾ一ヒト髪カミの末シノも此コノ系キのハ  
 そソもモわワれレもモ裏ウラ表オモなナるル後ノ肩カミの前ノよヨもモはハるル一ヒト  
 是コノもモ圓ワタ座ザに居イて先マ左サを結ムスむム廻マしてゆユふ  
 ぞゾ一ヒト此コノふフもモ糸イトを足ソクばバまマといイふフくク足ソクばバ  
 してゆユひヒたるル上ウにニうウまマ一ヒトたタびビづヅのノやヤまマよヨ

夾カサ形ガタ字ジ由ユ事シありリ宿トク直チキ装サウ束ブツのノと思オモひヒて引ヒキ鑑ミタ  
 ふフをヲのノ事シ也ヤ云ク云ク按オモ美ミ豆マメ良ラのノ結ムス様サマ後ノ世セのノは  
 了シ免メありリ上ウ代ダイのノ如ニくクふフとトあアるル一ヒト知チ一ヒト

○海人藻ウミノモ芥カイ中ナカ卷マキ五イ丁チヨウ子コ狩カ襖ウツ等トウノ付ツケ物モノ結ムス花ハナ後ノ  
 ニハ略リョク之シ單タン物モノノ後ノトト千チ革カクハ略リョクセズ單タン物モノ著シヨウ  
 用ヨウノ時トキハ髪カミヲカラ輪ワニ結ムステサゲサルニ依ヨテ  
 也ヤ狩カ襖ウツ水ミヅ于ニ直チキ垂サゲ等トウ著シヨウ用ヨウノ時トキハ髪カミヲサグル也ヤ



ツラ、ミヅラ、ビンヅラ云云。まゝカシ鬘カシモトバリ、ミ  
ヅラ云云。まゝカシ鬘カシミヅラ、スカシシロ云云。

○以呂波字類抄九卷、見部人躰門カシ。鬘カシミヅラ  
云云。

○塵添カシ搥カシ囊抄五卷、丁右カシ詞字次第色葉の条カシ。  
鬘カシビンヅラ、中同云云。

○女房私記正月条カシ。若宮カシ童躰の間カシ。半尻

は袴カシ鬘カシつカシをカシゆるカシ。御休息の時カシあカシるカシ。結中  
金カシの平カシもカシゆるカシ云云。

まカシ唐輪カシとカシゆカシふカシおカシなりカシ事カシふカシてカシ毛カシ子カシ美豆良カシは  
あカシるカシ鬘カシてカシ輪カシはカシほカシくカシりカシ結カシつカシぞカシ。まカシよカシびカシくカシるカシなカシりカシ。

○八幡愚童訓上卷群書類従本。皇后云云丁右カシ。  
ノ御髪カシヲカシビンヅラニ取りカシカラ輪カシニ分カシテ云云。

按カシ兩列カシの髪カシをカシ搦カシ輪カシはカシ毛カシをカシ左右カシはカシ分カシてカシ結カシたまカシ。

る義歟。よゝハ分テテ假名字誤テ字子直セ  
一少テ。擲輪子曲テ。の義小ヤ可考。

○太平記二卷丁十六唐崎濱合戦事条子。年十五  
六計ナル小見ノ。髪唐輪ニ上タルガ云云。

○源氏花鳥餘情廿六卷。總角子。あげられたり二  
つあり。童字あり。まよきといふ。髪字かゝるよあ  
げらる心也云云。按かゝるハのうらここと誤らる

なり。一本よかゝること書たるよ従ふなり。

○海人藻苾中卷五丁右。狩襖等ノ付物結花後

ニハ略之。單物ノ後ウレトチ革ハ略セズ。單物著  
用ノ時ハ。髪ヲカラワニ結テ。サゲザルニ依テ  
也云云。按唐輪カラトあげテ。垂サゲハ致サスるもの

○驥驢嘶餘群書類從四百九門跡御輿舁の条



八瀬童子也。從閻魔王宮歸時。輿ヲ昇タル  
 鬼ノ子孫也。十二人ヲ一結ト云也。是ハ淨衣ヲ  
 著シテ。髮ヲ唐輪ニワケル也。長一人ハ。淨衣ヲ  
 ニテ。髮ヲサゲテ。御輿ノ前ニ行也云云。

然テ女兒ハ十四歳少ク化成了。十五少クテ許嫁  
 去れど。その比結髮一。女姿ニなるをく。

○家語卷六本命解。女子七月生齒七歳而齒十



有四而化云云。女子十五許嫁有適人之道云云

○大戴礼卷十三本命。女七月生齒七歳而毀二

七十四。然後化成。合於三也云云。

男子十六歳少ク情通。其施行もるれを。元服  
 志テ男姿ニ化るるを。やむやむ。

○家語。本命解。男子八月生齒八歳而齒云云。  
 男子十六精通云云。

○大戴礼本命ノ男以八月而生齒八歳而毀齒一陰一陽然後成道二八十六然後情通然後其施行云云

その時節容躰性質によるて早晚あれど一定の  
て何らび合つてこの事万葉考別記よりうた  
る取捨をてよ説かれど後乃女け髪カミの躰サマをい  
るをよ

冠  
冠服の事  
左傳傳  
礼記  
註疏  
の記は  
記の  
記の  
記の

○万葉考二卷別記 五丁 多氣婆奴礼多香根

者長寸云云 三方沙弥の哥 多氣婆ハ髪字たのひゆら

ひつら搔入といひ同ト事也 万葉考二卷十丁右

髪を多のぬれぬるく延垂るあやけなり多  
我奴礼婆の我奴の約具ふく多具礼婆とを  
又その具礼をほむれば牙とかなる故に多氣婆  
といふも云々同卷九丁左にぬれぬたのひゆら  
たる髪のおのづからぬるく延垂るあやけなり云々  
十丁右に又云多香根者長寸此根ハ奈の轉語  
ふくたの無け凡古イミの女け髪カミのあり末スエふ用  
意をなす云々

阿色を委く心をそよそよと幼き心も目せり  
 といひいそ額髪目をけりそのま生下きり  
 此を肩あきとて下りて赤を切て放ち  
 あらと放髪とも童放ともうなるの児ともいふ  
 八歳子と成てりちこで長かむむそれより  
 十四五歳と成て男なるも垂てけみあれ  
 を猶うかゝるものやもわらさるいづれ

履の事卷三 今十 小歳八年乎斬髪乃我何多乎  
 過卷十九 今九 免名負處女之八年児之片生乃時  
 從小放尔髪多久麻庭尔云云卷十六 橘寺之  
 長屋尔吾率宿之童女波奈理波髪上都良武香  
 かなあまかくてそのみぬて後髪あげつら  
 むのふるる乃沙弥が歌と似たる且髪  
 事をも年のちがふもきりづー後の事なるは伊

勢物語ふ、ふり分髪も肩をぬ君なむびてた  
<sup>ウチキ</sup>此のあぐらなるよ、ふり是也云云。按放髪童放童  
<sup>ウチキ</sup>児字ひつちるよあり、ハ誤也。童児ハ男女童子  
<sup>ウチキ</sup>わらわる名也。故と童放ともおれ、うらう上  
<sup>ウチキ</sup>よいひらるゝ如し。

○又云、上つ代ふち男の髪ハ頂<sup>イタキ</sup>ハ二処<sup>ニトコロ</sup>ゆひ女  
<sup>イタキ</sup>を頂<sup>イタキ</sup>ハ一所<sup>イツコロ</sup>ハゆひつとるゆ、その後まぐり髪

あげせしむ、後<sup>チ</sup>ハ垂<sup>ス</sup>事有<sup>アル</sup>。天武天皇紀  
<sup>イタキ</sup>ハ髪字皆結<sup>イタキ</sup>せしむ事有<sup>アル</sup>。又故<sup>モト</sup>の如く垂<sup>ス</sup>髪  
<sup>モト</sup>于背<sup>モト</sup>せよ、の御制<sup>ミサマ</sup>あるけり。さて持統天皇の  
<sup>イタキ</sup>紀ふらひのり、こりなく、文武天皇の慶雲二  
<sup>イタキ</sup>年の紀<sup>イタキ</sup>ハ、<sup>イタキ</sup>天下<sup>イタキ</sup>婦女<sup>イタキ</sup>自<sup>イタキ</sup>非<sup>イタキ</sup>神部<sup>イタキ</sup>齊宮<sup>イタキ</sup>人<sup>イタキ</sup>及<sup>イタキ</sup>老嫗<sup>イタキ</sup>  
<sup>イタキ</sup>皆<sup>イタキ</sup>髻<sup>イタキ</sup>髪<sup>イタキ</sup>語<sup>イタキ</sup>在<sup>イタキ</sup>前<sup>イタキ</sup>記<sup>イタキ</sup>至<sup>イタキ</sup>  
<sup>イタキ</sup>是<sup>イタキ</sup>重<sup>イタキ</sup>制<sup>イタキ</sup>也<sup>イタキ</sup>。とあれど、其後まぐりあげ  
<sup>イタキ</sup>は、このころ、今京あめこの書ふる、このころ

みえに、物語書等、少く専垂たる様を書たる。只  
續古事談より、高内侍云云、圓融院の御時、  
典侍辞し、けし、許さきとせり、けし、内侍所、  
屏風を立て、さふ、けし、て、まう、けし、事ある時、ハ、髪  
をあげ、く、女官、多、く、具、して、石灰、壇、を、候、し  
く、れ、と、いつ、後、垂、る、御、制、あ、る、バ、か、く、あ、る、ま、や、  
あ、る、ま、や、後、ま、や、と、せ、事、知、べ、し、

空穂物語の紀伊國吹上の巻、女ハ髪あげて、  
唐衣著て、御前、に出、れ、といひ、國讓ふ、皆、髪  
あげ、れ、と、い、え、た、ら、う、て、其、あ、る、る、形、ハ、内、宴  
の様書たる古画、舞妓の髪あげたる形と、御  
食、もの、度、出、る、来、女、の、髪、あ、げ、る、る、ひ、さ、い、の、様  
項、の、ふ、く、ら、ち、ど、お、わ、り、と、い、ひ、と、い、舞、妓、を  
室、髻、の、来、女、ハ、然、る、饒、せ、ぬ、な、り、且、和、名、抄、に

假髮須以假覆髮上也。といひ蔽髮比多前飛

也。といふも、雅亮の五節ゴセチの事書カケるも、おまじびこ

ひ、おまじびこといふも是之の舞妓の

額ヒタの厚く中高コタカより采女サメメの額ヒタのいへ高タカうぬぬ

此コノ工カタの分ワキ有ア凡ソコハ、紫式部日記の髪あげたる

女房の事コト唐カラの繪エめすことやうカキの書カキし

て、おまじびこのおまじびこ云云頭書カキの卷四キ一キ今イマ十ジュウよ

おまじびこまたおまじびこ、おまじびこぬで玉タマの吾黒髪オノカミ

をわさびくもあまむとよめるも、少女コメの結髪カミアゲせ

ぬ前マエへいへ長くナガクこちさければ、私シは卷上マキアゲの事

も有故アルコトのいふとみゆ、譬タトヘハ落窪物語オロコサの、あまじびこ

の一人ヒトしつてよろづいさし、さふら髪カミを夫揚ウサヒ

ても、やまのま主ヌシの前マエへ出イダるより、搔下カキして出

し事有コトアリの如ごとし、伊勢物語イセモノガトの高安タカヤスの女メれ髪カミを夫ウサ

上て家児の飯ももり是之此くせしむる分  
てんをいへるはく髪上るる晴へ垂て居  
るハ常之奏上るといハ私之云云按禁秘抄上  
奏御膳事条ハ女房皆上髪三位已上釵子許也  
暑氣比凡聴不上髪也こゝにふゆ考ハ伊勢物語  
を引て家児の飯ももり書るる誤ハ食籠の  
器ハ飯を盛ももりなり

○古事記傳七卷 丁右 天照大神の解御髮纏御  
美豆羅といはるる注ハ今ハ解と有を書紀  
ふハ結髪こある解と結と大違るるふ似たる  
故猶考ハまづ凡て女を年長て髪あぐる上  
代よりの儀なり飛鳥浄御原宮御宇十一年  
の詔ハ自今以後男女悉結髪とあると思ふ止  
代ふハ結と云ハ本を一つふあはめ舉て結て

其末ハ後一垂たるを彼詔に結とあるを  
 頭上ニ結縮て髻と成を云々一。髻と云一  
 たる義豆良とハ異なり。此同十三年小女  
 年四十以上髪之結不結任意也とありて又十  
 五年の詔に婦女垂髪于背猶如故とあるハ又  
 此上代より風の如くせよとあり故に此十  
 五年の詔以後の万葉の歌小女髪あたることを

多くよめるもの乃本を結つて末を垂な  
 せむ。彼詔に違ふはなす。此に解とある  
 も、此本に結たる所を解なり。神功皇后の解  
 山冠の形をまねをせ給ふやといはるハ強  
 書紀に結とあるは、末の垂たるを擧てな  
 した。かれハ言ハ異ことハ實ハ同事して違はる  
 ふら非び云云



童子の男ヲ成ナりしをモハ、總角トウカク字結直ツクナホして本鳥モトトリ  
 ふハ元服ゲンブツ字加ふカフ元服ゲンブツとモ元カの服フク乃義ノギふテ首服ウヱフク  
 字ハ初冠ハツカ冠して冠者カウジヤとモなるトの稱ナリ之冠カウジヤ  
 の制ヲ推古十一年の紀ニみテてハこれハよク  
 位の階級ノ字も定むレれハ冠位カウイとモ稱せテ給ナりハ中  
 比ヒとモなりテ烏帽子カウボシの制ヲさスるトおシ給ナりハいハくハ  
 了スるトハ、總髪トウカツ月代ツキしろ字剃透ソリスカ一氣イツキの上昇ノボもハ用ヨウ

心ココロせテもハ今イマの童部ワラハベの中剃ナカギリといハふハそのノうチおシれ  
 一ヒトくハ顛門テンモンの邊ノふハあリてハ月ツキ形ノの如ク圓マけテ給ナりハ月  
 代ツキしろといハふハ代シロハ、髻スシロの志シロ呂ロとモなりハ一ヒト場シヨとモいハるハ  
 是ノ語コトなりシ。

○玉海安元二年七月八日の条ニ自リ件ノ簾中時  
 忠卿出首チウケイデウシュ見ミ其ノ鬚ヒゲ不レ云ハ月代ツキしろ太タ  
 示シ左大臣以下ニ云フ云フ

○撰集抄、四卷、志賀中將頼實事、条よ、あやまの  
くやつきしる僧のちりく家を出さけらるゝ  
て、月きろやどあやまのりみえたるの出来  
る云云、按、總髪のおと月代ツキしろを剃たる跡の、新  
頭おろし法師ほうしよりやうきく日ひくらみしあ  
やまのよみゆるよりちりく

○同六卷、西住上人事、条よ、年としくふすく、本鳥

を切きる月つきしるあやまのりみえたる云云

○同卷、近衛院三位事、条よ、月きろやどあやまの  
ふくちりく家いへを出たる人ひと覺おぼえ侍さむらいるの云云

○砂石集、六卷、説經師せつきょうし之強盜がうたう令發しんぱつ心事しんじ、条よ、ソ  
ノ次つぎ日ひノ夕ゆふ方かた月代つきしろ有あル入道にゅうだう、コノ房ふらうニ来きテ、ヒ  
ソカニ申入まをしケルハ、夜部よべノ強盜がうたう入道にゅうだうニナリテ  
参まゐテ候まをす云云

かゝるを左加也支ともいふハ左加以支の通音ふて。  
逆氣也。總髪は月代を剃て逆上氣字拂ふゆゑの  
名なり。

○太平記五卷、大塔宮熊野落、条は、矢田彦七ア  
ラ執ヤトテ、頭中ヲ脱テ側ニ指置ク。實ノ山伏  
ナラ子バ月額ノ跡隠ナシ云云。

○同冊九卷、洛中變異事、条は月額ノ跡有テ、目

モ鼻モ無テ、髪長々ト生タル。ナマシキ入道ノ  
首一ツ、七條東、洞院ヲ北へ轉アリタト見エテ。  
搔消様ニ失ニケリ云云。

○太平記音義、下卷、廿八丁左、月額サカヤキ云云。

○赤鳥隨筆、下卷、七十七丁左、サカイキハ逆氣也。

サカイキノ轉語サカヤキ也。古代ノ人ハサカ  
イキ無シ。夕マノ、逆上ノ氣ツヨク。堪ガタキ

人ハサカイキスル丁アリ。古代ノ人常ニ烏帽  
子ヲカブルユ。逆上ツヨキ人ハ剃シ也。又合  
戦アル時曾ヲカブリ。逆上ツヨキ人ハ夕マク  
スル丁也。天下万民月代スルハ近世ノ丁也。秀  
吉ノ比ヨリノ事歎云云。

○四季草、秋草、人體部、月代の事古ハ貴賤ニ  
ル、月代剃事ナリ。皆總髪少テ頂の上百會の

邊少テ髪ヲ結一ノ元結ハ細ク平キ、組緒ヲ以  
テ下ヨリ上ヘノ刀ノ柄卷たる如ク菱ニ卷上テ、  
片われニ結留置也。水油少テ髪ヲ少ク事ハあ  
リ。鬢付の如ク油などおこな。美男葛ハ毛の  
ぬぢり少テ、おろれ毛を付置也。髪ノ先をまげ  
び茶筥の如くみぎ一置也。額の上乃毛ヲ残し、  
頂の中ヲ丸く剃テ、其上ニ額ノ毛ヲ引りけて。

剃たる所を隠置也。氣の逆はみかせぬよよめて、  
て、その息をめぐ為に剃ゆ急は、このふまこといふ  
也。逆氣といふ事也。いとや音通なりぬ急とて  
やまこといひしり也。其剃たる形は月うげの如  
く白土、ゆ急月白といひしり也。月白と書るを、  
今ハ月代と書也。是軍は出て曹をかふるよ氣の  
ちもく苦む人月代を剃也。人毎はこのくする

よ、あゝびたさる事也。古繪の結城合戦の繪は  
結城七郎氏朝が切腹の躰をあらわゆるは、結城の頂月  
代を剃たる躰とあらわゆる。其外古画をみるは、下部の  
者を剃る躰は、まゝとらたつ。多くハ剃たる躰也云  
云。按月代と月影の如く白きよの名とおもは  
いふぞや。代ハ場なり。月形ハ如く剃たる一場の義也。  
中ハ今れやうさるや。此形ハ、い細く額より頂ぞ

剃たる所をカシオク隠置也。氣の逆サキはみだせぬよよめて。

ふらあらび、たももくのなる事也。古繪の結城合  
戦の繪は、結城七郎氏朝の、切腹の躰をあらわ  
るゝ。結城の頂月代イタキツキシロを剃たる躰をあらわした  
る。其外古画をみるに、下部の者など、剃たる躰  
もあらわしたる。多くハ剃たる躰也云云。按月  
代シロを月影の如く白きよりけ名とおもへる。其  
いふふらや、代ハ場シロなり。その月形ツキガタ乃おとく剃シ

の公羅林集五

二二六

栗田口  
今更に 因暇  
ふふふ 情大  
印の鏡着て  
馬を乗り 官  
帽子を存ん  
存んおし  
いさる注  
こふふふ  
こふふふ  
こふふふ

木匠夕身玉

たる一場の義ちるも、  
中より今のヤウに、  
應仁の乱後戦國割據の武夫塊を脱間なく頭上  
熱して堪うこやよ男丁の頭の貌は剃ひるけ其  
名を即て也呂宇とよふも男丁の訛語なりけり  
これ勇士の常躰とかなめて、  
神職など、公家官人の頭のヤウなり自餘を  
いさるも、風よまぬびて也呂宇なつて、  
皆下賤の者なり

者更夫古園みちくみたる皆下賤の者なり

公羅州集五

この剃明し志んそと栗田口法眼の画は八幡太郎の鎧  
著て馬に乗る烏帽子とぼんのかつらおひきしたる跡よ  
てはみらたるがありき。應仁の乱後戦國割據の武夫  
境と腕間か頭上執事て堪ぐる男丁の頭の貌は剃か  
るけ其名を即て也呂字とよぶ男丁の訛語なること  
おしと勇士の常躰とわづら醫師陰陽師神職  
おどく公家官人の頭れなかなれ自餘はいくえ

志も風まなねいて也呂字なうざるもれお然て天  
竺西洋の羅髮圓頭より似び清韃韃の罌栗頭より  
よび獨萬國は秀ておそく貴き勇士の頭つき  
るれハ武夫頭といふははらうあさかよひ字  
を野郎とせし書るがくちをもちや

○按やろく頭の圖後三年繪西山人縁起梅津長  
者画卷を古圖よむくするたるは皆下賤の者れ也



中也。應永比土佐光信が画々、南僧傳繪よハ、  
 官人皆ヤロ頭也。与保呂ハ驅使の男丁にて、脚足と  
 顯リ、奔走一仕る者ゆ急脚といふ。和名抄三卷、  
 太素經云、臙曲脚中也。戈麥反。和名與保呂新撰字鏡、  
 淨与保呂乃須知脚之後大筋、なまあつて俗子足の引、  
 みといふやう之阿大方ハ和名抄三卷、類部針  
 灸經云、顛會一名天窓、顛音信、字亦作函、和名阿

太萬楊氏漢語抄云、顛於交反、訓田圃、名也、  
 保呂頭といふるも子、訛ト也。呂字顛會とい  
 ひ、又誤下字、野郎と書出たるも、  
 寛永の頃、ハちりて鬚を剃る風俗興り、武家トシ  
 公家ト及び、民間ふり流して、今ハ鬚ハぬを無  
 礼なる事とせしむるも、

○武野燭談十卷、或人土井大炊頭殿の鬚を

せやうは

神宮は又まのく奉るも申けるまふもよく似  
たるをぬふものれと一座の古兵ども挨拶し  
しごと何ぞ

神宮は似申るまよと閑まの久居もたれき翌  
日出仕は鬘を剃落して登城ありて此時  
で男の類鬘を第一に立たるま

柳營御鬘を置まはるゆゑ大炊頭深意ありて剃  
捨けるを世上似せやういぬ其後を又まみ立と  
いふ毛は少許残したるも延寶の初より  
も悉く剃捨たる其源は大炊頭とぞ古人ハ申  
々云云

此物語の後ちやく公卿殿上人鬘を剃けむと  
此物語の後ちやく公卿殿上人鬘を剃けむと

大鏡の御髪  
とあるは源氏  
の御髪に  
しるす所  
也

云々下巻  
ニ云々  
ノ云々

おもしろきやういづれも深くかうごせらるるやうに

大鏡の御髪を御流しとあるは源氏物語の御髪に  
しるす所也

○梅窓筆記下卷

十八丁左

古代ハ都テ鬚ヲ除サ

ル丁ノヤウニイハド源氏物語にも本此にげな

ごりやうをばらういぬるのぞ志がまておや

の孝より殊にやつれたまへるトアルヲ見レ

バ此比ハ既ニ鬚ヲソリ玉ヒシニヤ云云

云々下巻  
ニ云々  
ノ云々

○茅窓漫録下巻武家月代の条に日本人鬚を

剃事ハ源氏か一は木の巻に又由云云按梅窓

筆記を梅宮の祠官橘経亮の随筆茅窓漫録を

長門の醫茅原定の漫録なりいづれも源氏をよ

みあやまれる僻説也源氏物語栢木

ふふまがうきよげなる所なりいづれも

やまのうらべていひがなむともはらういひ給

公羅州集五

西

の孝より殊にやつれたまへるトアルヲ見

レバ此比ハ既ニ鬚ヲソリ玉ヒシニヤ云云

下巻の  
御髪に  
しるす  
所也

ねぞ、志げして秋のけうよもも殊<sup>テ</sup>やほれた  
 まるま云云河海抄<sup>ノ</sup>親<sup>ノ</sup>喪<sup>モ</sup>か<sup>レ</sup>ち<sup>レ</sup>り<sup>レ</sup>て  
 び、もろんふも、それよもも猶いよ前後相違の  
 難<sup>ク</sup>や<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>も<sup>ト</sup>也云云細流抄<sup>ノ</sup>親<sup>ノ</sup>喪<sup>ノ</sup>  
 ち<sup>レ</sup>か<sup>レ</sup>ち<sup>レ</sup>た<sup>レ</sup>も<sup>ト</sup>ぬ事<sup>ナ</sup>れ<sup>レ</sup>ぬ<sup>レ</sup>子<sup>ノ</sup>事<sup>ナ</sup>  
 と<sup>バ</sup>か<sup>レ</sup>ち<sup>レ</sup>有<sup>マ</sup>事<sup>ニ</sup>惣<sup>ト</sup>く<sup>レ</sup>此大臣<sup>モ</sup>三  
 条宮<sup>ノ</sup>實<sup>ニ</sup>孝<sup>ナ</sup>い<sup>レ</sup>は<sup>レ</sup>ぬ<sup>レ</sup>人<sup>也</sup>也<sup>ヤ</sup>る<sup>レ</sup>よ<sup>ト</sup>も

こかく書<sup>カケ</sup>るなる<sup>レ</sup>云云<sup>ナ</sup>致仕大  
 政大臣<sup>ノ</sup>其子<sup>ノ</sup>柏木<sup>ノ</sup>権大納言<sup>ノ</sup>失<sup>セ</sup>ふ<sup>レ</sup>を<sup>ナ</sup>げ  
 ち<sup>レ</sup>う<sup>レ</sup>瘦<sup>セ</sup>衰<sup>セ</sup>一<sup>ト</sup>髪<sup>ナ</sup>も<sup>ト</sup>取<sup>リ</sup>繕<sup>シ</sup>ち<sup>レ</sup>ぬ<sup>レ</sup>志<sup>ガ</sup>ら<sup>レ</sup>て<sup>レ</sup>又  
 ち<sup>レ</sup>う<sup>レ</sup>毛<sup>ケ</sup>も<sup>ト</sup>鑷<sup>キ</sup>子<sup>ノ</sup>も<sup>ト</sup>ぬ<sup>レ</sup>も<sup>ト</sup>ハ<sup>レ</sup>生<sup>カ</sup>  
 ち<sup>レ</sup>う<sup>レ</sup>和名抄<sup>ノ</sup>容飾<sup>ノ</sup>具<sup>ノ</sup>類<sup>ノ</sup>聚<sup>ル</sup>雜<sup>ニ</sup>  
 要抄<sup>ノ</sup>櫛<sup>ノ</sup>篋<sup>ノ</sup>手<sup>ノ</sup>篋<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>具<sup>ノ</sup>鑷<sup>キ</sup>子<sup>ノ</sup>を<sup>カ</sup>載<sup>セ</sup>たる<sup>レ</sup>り<sup>テ</sup>り

おもむき一剃刀にて悉く髻を剃捨事ハヤこの  
事一ハヤ

○湯土問答、往古髻を剃事ハヤといふる条也。  
源氏物語の比迄也。公武皆髻有し事明也。其後  
ヤヤヤ、公卿殿上人髻を剃むハヤヤ、宇治  
拾遺、今昔物語、ヤヤヤ類也。公卿の髻の沙汰も  
更ニヤヤヤ、武士も昔のまゝも、髻有しヤヤヤ

こゝ是等の書よりつら髻多のはら髻ある髻。  
ヤヤヤ事ヤヤヤ、齋藤別當ヤヤヤ、牧の別  
當といふヤヤヤ、外國乃官人ハ階もヤヤヤ、のハ  
ヤヤヤ、其ヤヤヤ、武士も、髻も有しヤヤヤ、云云。按、  
源氏物語より以後、公卿殿上人髻を剃し證、何  
ハヤヤヤヤ、画卷ヤヤヤ、みれば、人ハ  
ヤヤヤ、ハ生得髻

ゆきやれぬし。本肥常平の説用も不足ら

然て男女の髪毛古くは脂綿とて拭ひはやり。

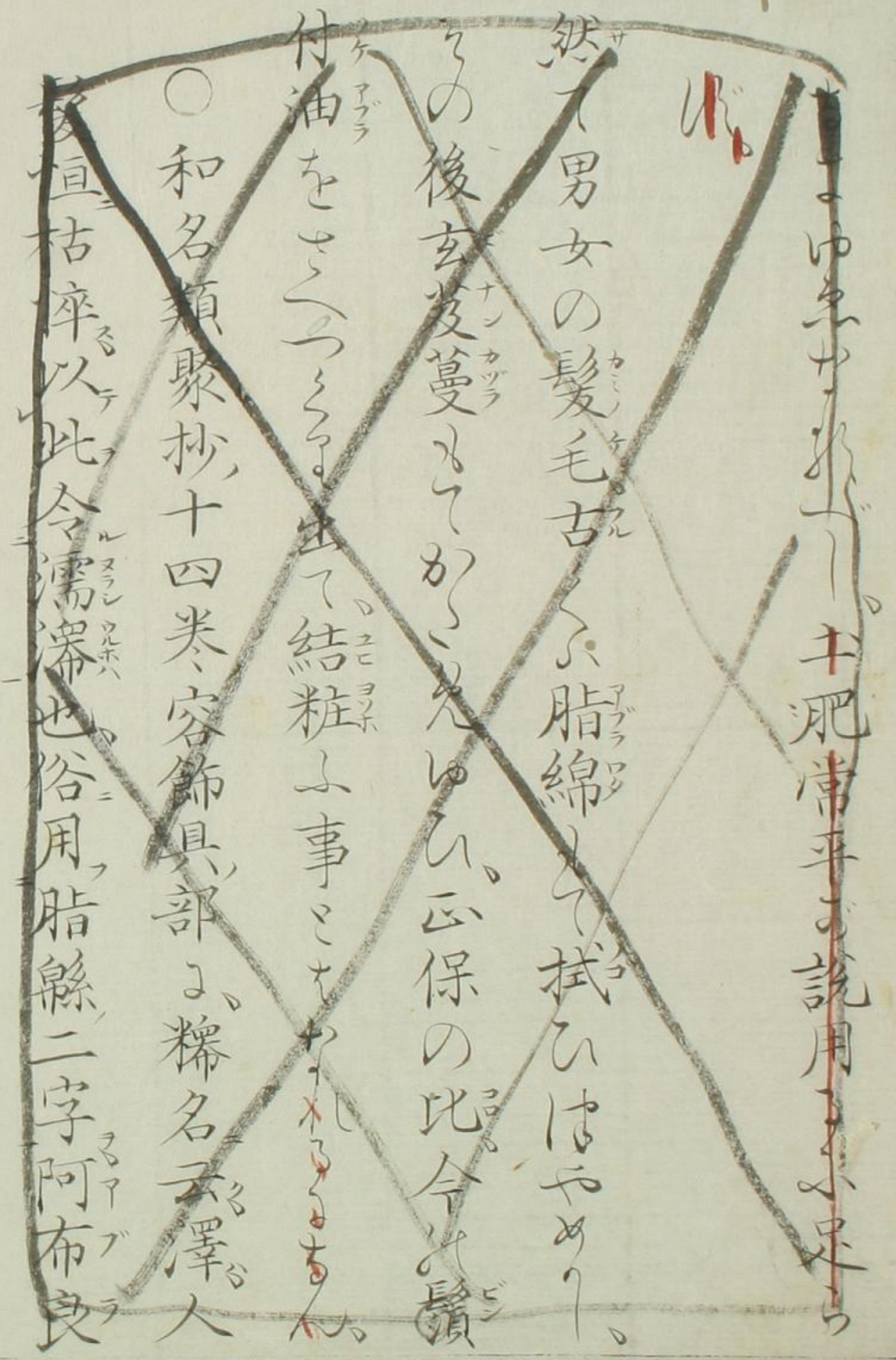
その後玄笈蔓もてかゝるはゆい。云保の比今も鬚

付油をせとて結粧ふ事とせわたりたるも

○和名類聚抄十四卷容飾具部。糴名云澤人

後恒枯碎以此令濡滯也俗用脂懸二字阿布良

筆蹟通の  
向を  
所を  
とを  
とを  
とを  
とを  
とを  
とを  
とを  
とを



たきかきたるし

○大鏡 陰行 入向髪をもしそりて

向髪をもし捲落しゆりなかり遠地

法師もあむぎやうもとりたるを

事いあむ

○落穂等 巻よ秀若公来り玉ふ

黒出立之様上申ハ金ノ立鳥帽子

二緋純子ノ袖有ノ具足羽織 紅金

緋括り袴 其身ハ作り鬘ヲ

なる三筋四筋櫛二枚の内解櫛一枚平笄一油

一、ゆきやれり。本肥浦平の説用と云ふ足ら

被致云い

○見聞集 卷四 當世男髻の

髪、思老者比、因東より、その

毛頭の毛をば、髪剃るも、剃

レキとも、木を以て、鉄も大く、

且ケツシキも、頭の毛を、

ヅク、黒血、髪を、

頭ハ、くべの如く、毛の、

本意、風俗、とれ、

面より、髻の、髪、

と、皆く、髪を、

比、少田、存、も、若、崎、

者、が、と、と、を、し、

あ、つ、と、髻、なり、

一、と、髻、は、

死、と、

い、と、

唇、と、

唇、と、

なるに三筋四筋櫛二枚の内解櫛一枚平筭一油

一、ゆきやぶり、本肥浦平の説用と云ふ足ら

本肥浦平の  
向かへて  
所へて  
と、ゆきやぶ  
し、ゆきやぶ  
は、ゆきやぶ  
ゆきやぶ

髪をもろのちび身と作らるも  
髪と生たもばやと云ふ此十四五年  
此髪頭よものなきをば年寄のキンカツ  
ブリハニスブリーなどいふ髪も云々若  
きん、ゆきやぶ、髪生るる面は  
どちからば、髪束の千鳥のく、似  
ころと云ふ、下下の髪と云ふ  
毛抜を抜、髪、髪、髪、髪  
包ふ人を云ふ、髪、髪、髪、髪、髪、髪

江戸物語と云ふ松田一學入道  
慶長十九年三月廿二日  
書し

かのえ服とは髪をきり、髪を  
け、髪をきり、髪をきり、髪をきり、髪を  
歳、髪をきり、髪をきり、髪をきり、髪を  
男、髪をきり、髪をきり、髪をきり、髪を  
此、髪をきり、髪をきり、髪をきり、髪を

なれ三筋四筋櫛二枚の内解櫛一枚平算一油











一、ゆきやう... 本肥浦平の説用... 不足ら

瑤也云、琅邪作醉編十九卷婦飾

子昂希哲曰詩云、豈無膏沐の字

適為容、則婦人塗面油髮、自

古而然云、鮑照集八卷、擬行路

難、膏沐芳飾久不御、蓬首

亂髮、不設簪、唐書四十七卷

百官志、女掌嚴三人、掌首飾、衣

服中櫛、膏沐服玩、仗衛云、也

云々、云々、漢土髮油を用い、知、

○和名敷髮抄、古卷、容飾部、釋

名云、澤、人髮恒枯、將以此、金、

澤也、俗用、脂綿、二字、所布、良

た、三筋四筋櫛二枚の内、解櫛一枚、平筭一油

白髪を... 髪を... 髪を... 髪を...

和太云云。 土肥常平お説用

奉 隆 道  
白 髪 老 眉  
所 務 甚 難  
上 下 終 日  
い ら ぬ 事  
お ぼ け 甚 多  
お ぼ け 甚 多

和太云云。

○以呂波字類抄ハ卷安部雜物門ニ滯アブラ  
ワタ粉澤人髮恒枯悴以此令濡滯也云云  
脂綿同アブラワタ俗用之云云

○雅亮装束抄ニ卷童殿上事の条ニ紫の糸乃  
ふと履の押縷たるの□長々二三尺をのり  
なれ三筋四筋櫛二枚の内解櫛一枚平箕一油

壺に油綿入きて、小刀一、ちれりるもの、一の管  
 の蓋入きこ、装束具一、取出き云云同  
 鬘を結事の条、左の髪よくけけり、油綿  
 付撫わたりて、さきさき取りやうにけけりよ  
 せく云云。

○類聚雜要、三卷 六丁  
 右 舞師房装束の条、手管納  
 物に油壺一口、粉盤一、櫛六枚云云、まゝ、四卷  
 十四

一丁 右 北庇具手管第一懸子圖に油綿在壺座  
 云云。

○俊頼口傳、上卷 五十  
 八段 一人、垢髪ハぬきぬきり  
 けけり、ふらふら、又油綿わたり物  
 ふてけけり、ふらふら、云云。

○今物語 群書類聚四百八、待賢門院の堀川、  
 十三卷十二丁右  
 上西門院の兵衛、おとけり、夜深く

かねてまがてせうしけんたるまじり  
 火のつらきまじりあづわらまじり  
 たまにけいばうばくわいを堀川  
 火のつらきまじりあづわらまじり  
 とひいしをけきど兵衛とあひ  
 下子<sup>チヤウジ</sup>の香<sup>カウラ</sup>やふらむとけりたる  
 かねてまがてせうしけんたるまじり  
 按此連歌菟

秋波集

十九卷 雜 躰連歌

俳諧部より出て堀川と兵衛

名此彼たるる油綿ハ壺ニ油をひきそれ  
 綿をひきし香薬をど加て用たる事此連歌  
 押し量一油は黒胡麻の油ふや空穂  
 物語藤原の君<sup>廿九</sup> 丁左<sup>みうご</sup>まは油まじりして  
 賣<sup>ウ</sup>子<sup>コ</sup>多くの錢<sup>ゼニ</sup>出<sup>イデ</sup>てその糟<sup>カス</sup>とぞまじりつ  
 まよとあるうごまハ烏<sup>ウ</sup>胡<sup>コ</sup>麻<sup>マ</sup>にて今の黒胡



麻なり。

○古今著聞集十六卷十六興言利口部丁九後鳥羽院の御時性親の鞞毛といふある馬あり  
 々々多かる者少りける中下野の武  
 景カゲを多オホく乗ノりて乗ノりて櫛ハシ  
 落オチたりそれより髪カミを短く切キて油綿アブラワタ  
 を塗ヌりたる武景いふたゞるやると云

云云。

○節用集阿部器財脂綿アブラワタ云云。

○撮壤集上卷假粧脂綿アブラワタ澤同云云。

云。

早学集増  
 補下三卷  
 川子飾  
 フラワタ

○舊本今昔物語卅一卷大和國箸墓語ミ男云  
 吾ハ此近キ邊ニ侍ル也我ガ躰ヲ見ム思ハ  
 明日其持給ル櫛ノ箱ノ中ニ有ル油壺ノ中ヲ

見給<sup>テ</sup>油<sup>ヲ</sup>然<sup>テ</sup>其<sup>ヲ</sup>見給<sup>フ</sup>ト<sup>モ</sup>恐怖<sup>ル</sup>心無<sup>ク</sup>御<sup>セ</sup>  
 若<sup>キ</sup>愕<sup>ル</sup>給<sup>ハ</sup>吾<sup>ガ</sup>為<sup>ニ</sup>極<sup>テ</sup>難<sup>シ</sup>忍<sup>ト</sup>ナム<sup>ノ</sup>女<sup>更</sup>不<sup>ホ</sup>愕<sup>ト</sup>  
 宜<sup>テ</sup>明<sup>バ</sup>男<sup>返</sup>リ給<sup>ヌ</sup>其<sup>後</sup>女<sup>撒</sup>ノ<sup>管</sup>開<sup>テ</sup>  
 油<sup>壺</sup>ノ<sup>中</sup>見<sup>給</sup>ニ<sup>動</sup>ク<sup>者</sup>有<sup>リ</sup>何<sup>ノ</sup>動<sup>ク</sup>ゾ<sup>思</sup>  
 持<sup>上</sup>テ<sup>見</sup>給<sup>ハ</sup>極<sup>テ</sup>小<sup>キ</sup>蛇<sup>蟠</sup>テ<sup>有</sup>油<sup>壺</sup>ノ<sup>内</sup>  
 有<sup>ル</sup>蛇<sup>ノ</sup>程<sup>ヲ</sup>思<sup>ヒ</sup>可<sup>ク</sup>遣<sup>シ</sup>云<sup>云</sup>按<sup>此</sup>說<sup>崇</sup>神  
 紀<sup>十</sup>年<sup>の</sup>条<sup>ヲ</sup>見<sup>ル</sup>ス<sup>ル</sup>た<sup>れ</sup>油<sup>壺</sup>ノ<sup>事</sup>なり<sup>ヤ</sup>

油<sup>壺</sup>今<sup>昔</sup>物<sup>語</sup>書<sup>々</sup>ん<sup>此</sup>聞<sup>傳</sup>一<sup>た</sup>る<sup>物</sup>  
 語<sup>ま</sup>上<sup>つ</sup>代<sup>の</sup>證<sup>ハ</sup>引<sup>く</sup>一<sup>此</sup>油<sup>壺</sup>  
 壺<sup>ハ</sup>脂<sup>綿</sup>い<sup>は</sup>壺<sup>ハ</sup>疑<sup>は</sup>る<sup>ル</sup>也<sup>ハ</sup>  
 ○倭<sup>漢</sup>三<sup>寸</sup>圖<sup>會</sup>十<sup>二</sup>卷<sup>左</sup>支<sup>躰</sup>部<sup>髪</sup>ノ<sup>條</sup>  
 今<sup>婦</sup>女<sup>梳</sup>髮<sup>以</sup>五<sup>味</sup>蔓<sup>浸</sup>水<sup>粘</sup>液<sup>塗</sup>之<sup>則</sup>髮<sup>出</sup>艷<sup>也</sup>  
 而<sup>鞞</sup>焉<sup>云</sup>云<sup>按</sup>五<sup>味</sup>蔓<sup>ハ</sup>北<sup>五</sup>味<sup>子</sup>南<sup>五</sup>味<sup>子</sup>  
 別<sup>也</sup>南<sup>五</sup>味<sup>子</sup>ハ<sup>筑</sup>前<sup>少</sup>ツ<sup>ケ</sup>カ<sup>ツ</sup>ラ

伊賀伊勢みでてナシセキ。大坂ふてビジンサ  
ウ。阿波讃岐ふてビナシカヅラ。土佐日向ふて  
フノリカヅラ。なごいふよ。本草啟蒙十四卷

三丁 小ヌゆ。  
左

○伊勢貞丈、雲隱説、髪ニ附ル油之事倭名抄  
十四卷、澤釋名云、人髪恒枯悴、以此令濡澤也。俗  
用、脂絲二字、忠寄按綿ニ香油ナドヲ附オキ、髪

ノ枯悴ヲナホシタル歟。香油ハズマノ油ナリ。  
今ノヤウナル油ヲ附テ髪ヲユフハイツノ比  
ヨリ始リタル歟。是モ漆ノ子ヨリ蠟ヲ取りオ  
ボエテ後ノ事ニテマルベクヤ。俗ニ加羅ノ油  
ト云ハ、ニホヒノ藥ヲイル、故ニイフ云云。ひ  
ん付油之事。高案之通ニ而可有之候。水油を  
髪ニ付候事古御座候。油綿と申事古書ニ云え

和屋夕集五

申候禁秘抄ニ有之。歎と覺申候。たゞのち  
以候吟味可仕候云云。髮付伽羅油。此物古代ハ  
無之。棟樂狂言ハ古事也。麻生ト云狂言ニ麻生  
殿ガ太郎冠者ニ髮ヲユハスルニ摺粉木ヲ持  
来テ頭ヲナデマハスヲ。是ハイカナレゾト。殿  
カイハバ冠者ガ。是ハビナンセキト云物ニ候  
ト云事アリ。昔ハビナンセキニテ。髮ヲ固メタ

ル也。ビナンセキハ玄菟蔓也。今モ用ル物也。元  
文ノ比。七十歳許ノ老人ノ曰ク。予ガ若年ノ比。  
老母ノ語リシハ。ワガ幼カリシ時マデハ。男女  
トモニ或ハ海蘿或ハ玄菟蔓ヲ以テ。髮ヲ束子  
シガ。近キ比ハ。髮付油ト云物出来タリト云ケ  
ルト云云。此談ヲ以テ考レバ。江戸□□国以後。  
世上静ナルマヽニ。人々風流ヲ好ムニ隨テ。如

此ノ物出来シナルベシ。百余年以来ノ事ナル  
ベシ。此物ノ支曾テ古書ニ所見ナシ云云。アブ  
ラワタ香油ヲ綿ニ浸シテ髪ニ付ル也。氷油ヲ  
用ル丁ハ。古代ヨリアリ。類聚雜要抄ニ。長手筥  
ニ。髻具化粧具足品々掛子ニ入タル圖ニ。油綿  
有壺座。ト見エタリ云云。

○落穂集十卷以前町方諸賣買物之事の条に

伽羅油之義七十年前よりハ前髪立の児小  
姓などの儀を格別其外上下共ニ年若き男の  
髪に油などを塗付候とあるは。髪をよめる儀  
小致一候と也。其時代より。髪をよめる儀  
と申儀を。了了申候侍之中より有之候一  
ハ。先ハ歩若黨小者中間の類に。あまゝ有之候  
子付。其輩燭燭の流を油ふて。たゆめ。松

脂ヤニなどを加カて伽羅ガラク油アブと名付ナツケ用申事有モトモ之シその  
 節伽羅の油入用と申候ツカハ一ツぞ藥種屋ヤクシユヤ一申遣ツカハ  
 調候事故當時のおツくツなる伽羅の油店ミセおど  
 と申モトも終ハシり見ミえけ不申候且ナ又今時イマトキとモトも  
 一候文ウケ七元結モトと申義トモ以前ハ無ナ之儀シして上  
 下共トモよトモとあきを致ツ一用申ツたる義トモして候と  
 也云云  
文七元結と申義以前ハ無之儀して上下共よとあきを致一用申たる義して候と也云云

文七元結と申義以前ハ無之儀して上下共よとあきを致一用申たる義して候と也云云  
此の文七元結の印のありしは其の七元結の印のありしは其の七元結の印のありしは

○昔々物言モノトコト殿ノよ昔々ムカシムカシかハりシくシも  
 諸色シロイロの商物シヤモノし近年コトシ驟ツく海ウミ山ヤマと  
 賣ウゆル伽羅ガラクの油アブと針チリ多オホ葉ハ粉コを  
 死シすル依ヨてテ短ミ平ヘ入イをカ致シくシ賣ウすル昔  
 ハ伽羅の油ガラクのアブ片旗カタタタ本表ホンヒラと一ヒト生ナりシ  
 くるル多オホくシ分ワるル人ヒトのヒ鬚ヒゲのヒ生ナりシ下シりシは  
 服キ作シ立テてシしテもノ延ヒぶル人ヒト少オずシ  
 分ワるル女メなどノ伽羅の油ガラクのアブ分ワるル事コトあリ  
 たりシさラすル依ヨてテ伽羅の油ガラクのアブ賣ウすル所トコロ湯ユ

堂ドウ上方ウエカタにシてシ残ノりシ物モノをカやハりシるル事コト百ヒャク年ネンあリ



脂ニなどを加て伽羅油ニと名付用申事有之その

を造て争ふる一ある今ハ大なる見よ

の池も二三度ハ所切る力也江戸中箱

く伽羅の油賣弘る一かは殆以て

く所る一云ハ」按首々物語一巻、京は

十七年季秋新地法入が十歳一

書録之同々一書を書録する書

〇三者録附言下巻三寸一石川等

記を列て、寛文延寶の比かぞい伽

羅の油と云ハ町人の比ハ一但

水入賣持一杖有之、毎朝起て櫛

水ハ鬢うき、上て觀せ、仰搥るを

を搥り、そとより満糸一廻しけり、而

姓ハ皆藁科を搥り、土方ハ其系

線を用ふる、細る搥る一今は

堂上方ハ其残さるる一

あまりの同ハ油元緒始り云ハ今

拵み寛文延宝の比かぞい元緒なりと

りハ説しあらん、天和二年著作の

堂上方ハ其残さるる一

百三十一





脂ヤニなどを加て伽羅油カラウと名付用申事有之その

髪カミ分ワケを初ハジメに云々

○負ツケ丈ツケ難ツケ記ツケの巻

調度

よきもの油ツケは油ツケ

髪カミ分ワケなど云物古コはな、古コ水ミヅ油アブを分ワケ

て髪カミをツケひきこツケるツケつツケるツケも分ワケて髪カミをツケ

とツケなるツケもツケあり

○三省録附書下卷

三十一

石川筆記を引て寛

文延寶の比まぐい伽羅の油ツケ元結ツケなり町人ツケ

五人組ツケ鬘水ツケ入ツケ壹ツケ櫛ツケ一枚有之ツケ毎朝ツケ起てツケ櫛ツケ水ツケ

付ツケ鬘ツケのツケ上ツケてツケ觀ツケ世ツケ紙ツケ捻ツケくツケ鬘ツケをツケ括ツケるツケ事ツケ今

隣家ツケ一廻ツケくツケ百姓ツケハ皆ツケ藁ツケ料ツケよりツケ括ツケるツケ事ツケ今

分ツケ以ツケてツケ糸ツケ紐ツケをツケ用ツケたるツケ也ツケ紐ツケをツケ括ツケるツケ事ツケ今

堂ツケ上方ツケにツケ残ツケもツケわツケけツケつツケるツケ事ツケ今

此間油元結始了本函。

○江戸春秋正保四年の条に、けりて髪付と  
製り云云

靈異記今昔物語やど、女の髪に猪油を塗る事見之塵添搗囊抄の油虫を塗るといふ所なるも、油綿を換了用たるくんとて普通の所為ふらありやうと云

○日本國現報善惡靈異記中卷、行基大德放天眼視女人頭塗猪油而呵嘖縁、故京元興寺之村嚴備法會奉請行基大德七日說法、于是道俗皆集聞法、聽衆之中有一女人髮塗猪油、居中間法云云。

○舊本今昔物語十七卷、文殊生行基見女人惡給語、古京元興寺村法會、行、人有

行基菩薩 請 七日、問法 令說 其  
邊ノ道俗男女皆來集テ法ヲ聞ク其ノ中ニ一  
人ノ女人有 羊若テクシカニ 髮ニ猪ノ油ヲ塗テ其  
庭ニ人ノ中ニ有テ法ヲ聞ク云云按千有餘年  
の往古若キ女髮ヲ猪油ヲ塗テハ當時脂綿  
ニ換テカモサシク光澤ヨリクモハルンゴ為メ  
サス物ナリ用ニサヤ

用ニサヤ  
延喜寺...

延喜寺... 猪油... 洗刷... 胡麻油... 眞珠...

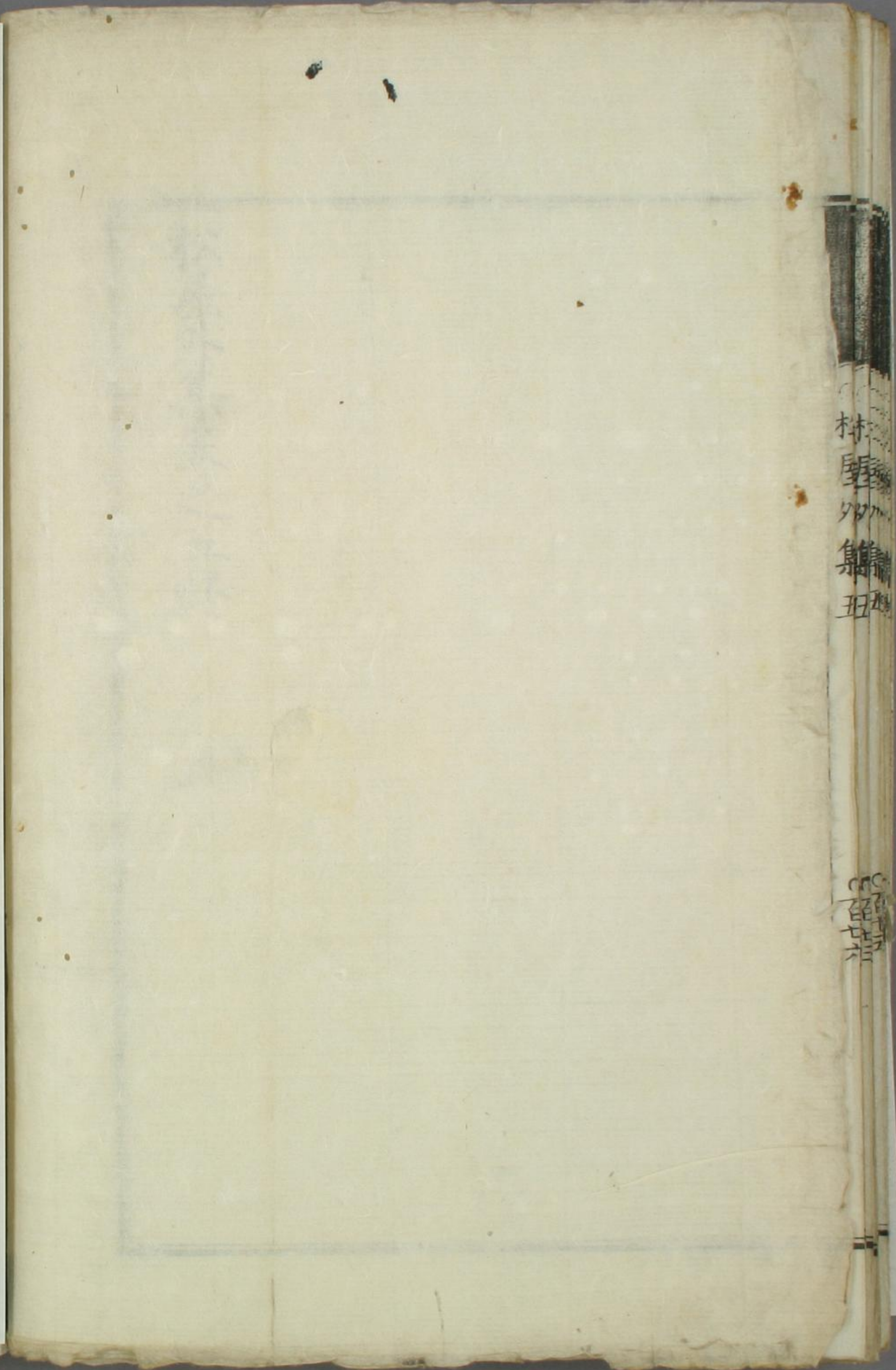
胡麻油... 眞珠...

○塵添 搗囊抄 八卷 卅九 蜻事の条 朝生暮死  
蜻ト云ハ童部ノ打殺シテ頭ニヌル虫也其虫  
ヲハ童部ハフヨウヒトゾ云フ萩ノ枝ナドニ  
付ク油ヲ虫ト云フ青キ虫ノ長ク成テ羽ノ生  
タルヲフヨウヒト名付テ頭ニヌル油虫ナレ  
ハ髮ノキラ有ル故歟云云

松屋外集卷之五終

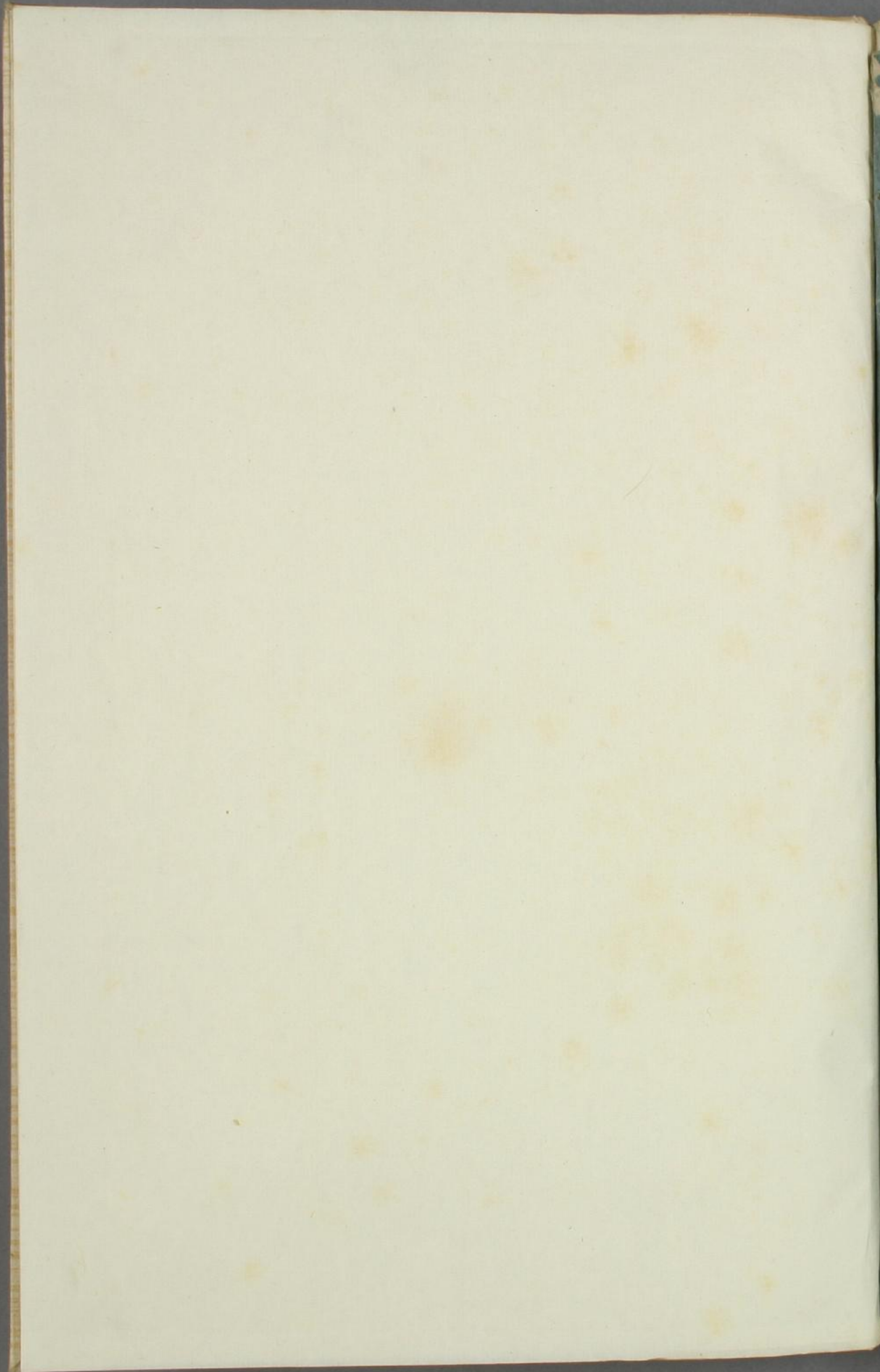
松屋外集  
卷之五

終



村  
野  
外  
集  
五

昭  
和  
七  
年



蘇州

蘇州府志

蘇州府志

蘇州府志

